

海津市観光協会推奨土産品制度“かいづの逸品”認定要綱

第1条 目的

海津市には、数多くの名物、特産品、ご当地グルメ等が存在しています。

これらの優れた商品の中から“かいづの逸品”を厳選して認定し、海津市の推奨土産品としてPRを強化することにより、認定品の認知度とイメージの向上、ひいては認定品の販路拡大に繋げていきます。

第2条 申請者資格

海津市観光協会の会員であること。ただし、現在会員でなくても、協会加入後に申請することができる。

第3条 申請方法

商品1点につき、以下の申請書類等一式を観光協会に提出してください。

(1 会員につき2商品まで申請可)

(1) 認定申請書

(2) 申請商品写真(写真データをEメールにて提出すること。)

第4条 申請期限

令和4年7月29日(金)必着

第5条 申請手数料

無料

第6条 認定までの流れ

申請商品について、認定委員会にて現品審査及び申請者によるプレゼンテーションにより“かいづの逸品”を認定します。

(審査項目)

(1) 郷土色が豊かであり、海津市の土産品としてふさわしいもの

(2) 味、外観、デザイン性など品質が優れているもの

(3) 販売実績があり、価格が適正と認められるもの

(4) その他、“かいづの逸品”としてふさわしい特徴があるもの

第7条 認定委員会

令和4年8月上旬、海津市商工会館にて開催する。

第8条 審査員

審査員は理事とする。ただし、会長が必要と認める者の参加を妨げない。

第9条 その他

(1) 認定委員会時の現品の提出については、販売品を提出すること。提出いただいた商品は返送しません。

(2) 商品は、価格、内容量、包装等の仕様が異なる場合でも同一の商品とみなす。

(3) 認定品は、物産展での優先販売、パンフレットによるPRのほか、市の特産品としてふるさと納税返礼品等に推薦を予定しています。

＜申請期限：令和4年7月29日（金）まで＞

海津市観光協会推奨土産品制度“かいづの逸品”認定申請書（案）
“かいづの逸品”の認定を受けたいので、次のとおり申請いたします。

1 申請者

店舗所在地	
店 舗 名	
代表者氏名	
T E L	
F A X	
E-Mail	
HPアドレス	

2 申請商品

品 名	
販売価格	_____円（_____個入）
特徴及び概要	
認定基準との 適合性	① 海津市らしさ、その商品ならではの特色
	② 品質が優れている点は何か（味・外観・デザイン性など）
	③ 販売実績があり、価格は適正か
	④ その他、“かいづの逸品”にふさわしい特徴（①～③の補足）

※申請できるのは、1会員につき2商品までです。（商品ごとに申請ください）

※申請商品の写真を別途Eメールで提出ください。

FAX 0584-52-1134 / Eメール info@kaizukanko.jp